

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶: 総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限: 県ごとに承認隻数の上限を定める。

〔県別承認隻数上限〕

県名	承認隻数上限
山口県	58隻
福岡県	86隻
佐賀県	22隻
長崎県	95隻
熊本県	1隻
広島県	9隻

- ③ 届出制対象船舶: 総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

2 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和8年9月～令和9年4月)分をまとめて令和9年4月30日までに提出する。

6 指示の有効期間

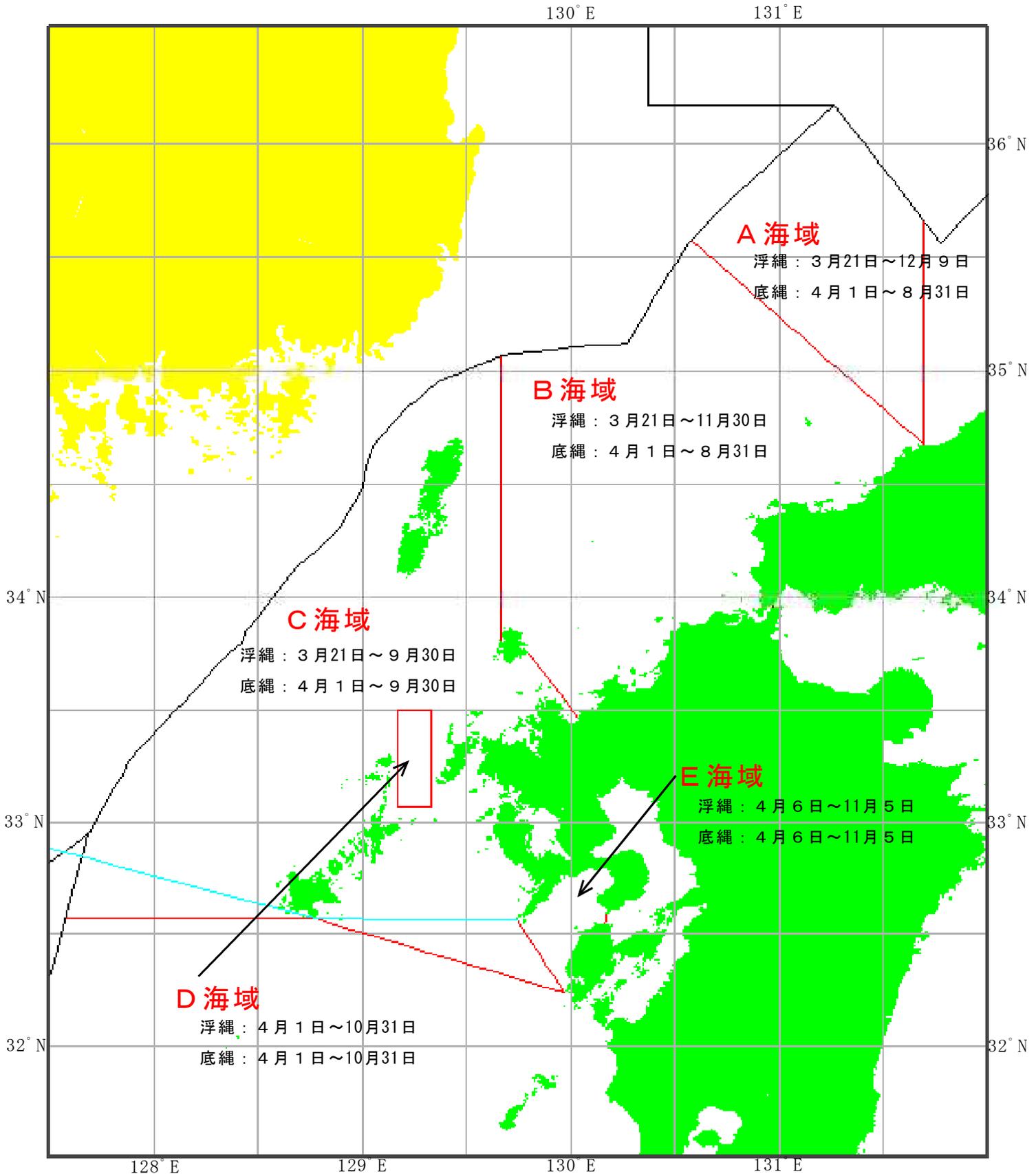
令和8年5月1日から令和9年5月31日まで

(注: 承認又は届出に基づく操業期間は令和9年4月30日まで)

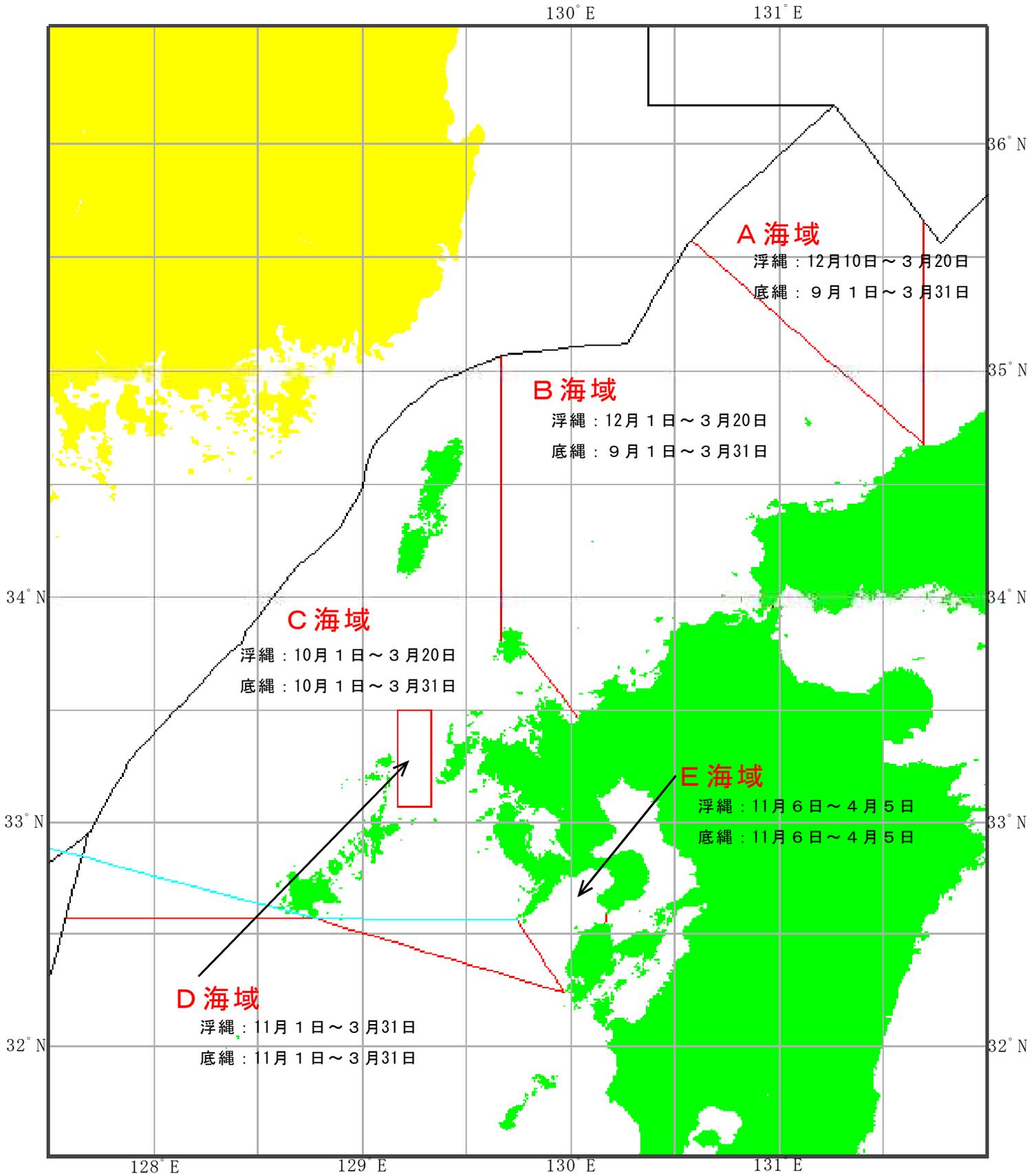
トラフグ広域資源管理方針に係る各海域の休漁期間

区域	漁法	令和8年								令和9年				
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
(A海域) 北緯三十四度四十分四十秒、東経百三十一度四十分三十五秒の点から北西の線以東の海域。	浮縄	1日											21日	30日
	底縄	1日				31日								1日 30日
(B海域) 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。 一 東経百二十九度四十分の線と長崎県杵岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点(次号において「A点」という。)から正北の線 二 A点から長崎県杵岐市筒城崎に至る直線及び長崎県杵岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線	浮縄	1日											21日	30日
	底縄	1日				31日								1日 30日
(C海域) 規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域。	浮縄	1日				30日							21日	30日
	底縄	1日				30日								1日 30日
(D海域) 次に掲げる線によって囲まれた海域。 一 北緯三十三度四分の線 二 北緯三十三度三十分の線 三 東経百二十九度十分の線 四 東経百二十九度二十分の線	浮縄	1日						31日						1日 30日
	底縄	1日						31日						1日 30日
(E海域) 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域 一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮縄	1日							5日					6日 30日
	底縄	1日							5日					6日 30日

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の操業期間



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認

規制海域において、令和八年五月一日から令和九年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区域		漁法		期間	
<p>A海域 北緯三十四度四十分四 十・三秒、東経百三十一度 四十一分三十五秒の点から 北西の線以東の海域</p>		浮 縄	底 縄	令和八年五月一日から十二月九日 まで及び令和九年三月二十一日から 四月三十日まで	令和八年五月一日から八月三十一 日まで及び令和九年四月一日から四 月三十日まで
<p>B海域 次に掲げる線以東の規制 海域。ただし、A海域を除 く。 一 東経百二十九度四十 分の線と長崎県壱岐市 湯本湾の最大高潮時海 岸線との交点（次号に おいて「A点」とい う。）から正北の線 二 A点から長崎県壱岐 市筒城崎に至る直線及 び長崎県壱岐市筒城崎 から佐賀県唐津市神集 島北端を経て佐賀県唐 津市浜崎に至る直線を 結んだ線</p>		浮 縄	底 縄	令和八年五月一日から八月三十一日 まで及び令和九年四月一日から四月 三十日まで	令和八年五月一日から十一月三十 日まで及び令和九年三月二十一日か ら四月三十日まで
<p>C海域 規制海域のうち、A海域、 B海域、D海域、E海域を 除く海域。</p>		浮 縄	底 縄	令和八年五月一日から九月三十日ま で及び令和九年三月二十一日から四 月三十日まで	令和八年五月一日から九月三十日ま で及び令和九年四月一日から四月三 十日まで

<p>D海域</p> <p>次に掲げる線によって囲まれた海域。</p> <p>一 北緯三十三度四分の線</p> <p>二 北緯三十三度三十分の線</p> <p>三 東経百二十九度十分の線</p> <p>四 東経百二十九度二十分の線</p>	浮縄	令和八年五月一日から十月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで
	底縄	令和八年五月一日から十月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで
<p>E海域</p> <p>次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。</p> <p>一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線</p> <p>二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線</p> <p>三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神に至る直線</p>	浮縄	令和八年五月一日から十一月五日まで及び令和九年四月六日から四月三十日まで
	底縄	令和八年五月一日から十一月五日まで及び令和九年四月六日から四月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年五月一日から令和九年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

とらふぐはえ縄漁業承認証				
承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業の方法				
漁業根拠地				
承認期間				
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">日本海・九州西広域漁業調整委員会会長</p>				

(記載例)

とらふぐはえ縄漁業承認証				
承認番号	広委第1001号			
漁業者	住所	山口県萩市山川町1番2号		
	氏名又は名称	山口太郎		
船舶	船名	山口丸	総トン数	10トン
	漁船登録番号	YG2-123	使用権の種類	自己所有船
漁業の方法	底縄			
漁業根拠地	山口県萩市			
承認期間	令和8年施行日から令和9年4月30日まで			
令和 年 月 日 (※施行日) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長				

別記様式第二号

広委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

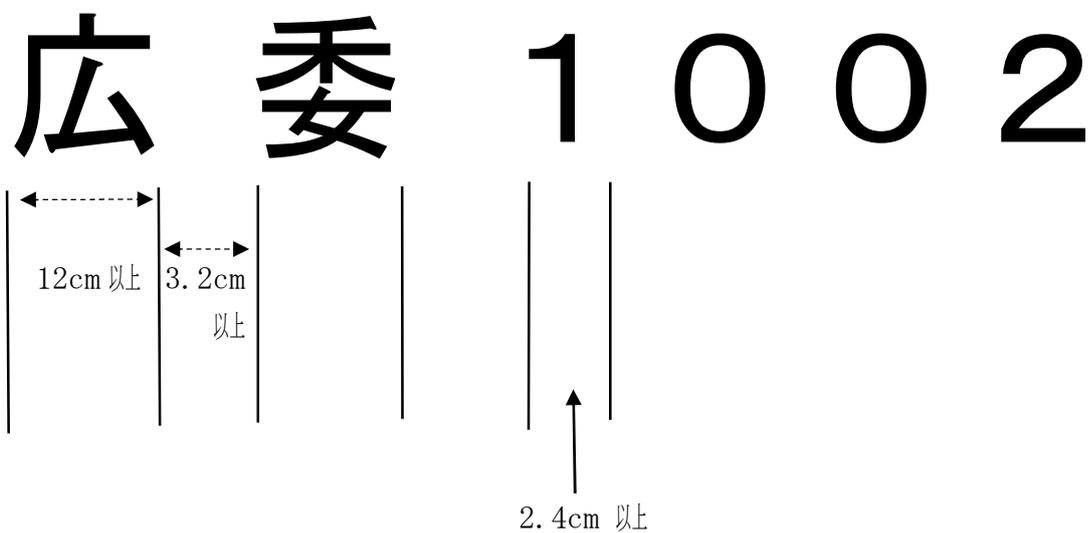
- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは12センチメートル大以上、太さは2.4センチメートル以上、間隔は3.2センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

(記載例1)

広委1002

(記載例2)

広 委
1 0 0 2



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 84 号の 11 に基づくとらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（新旧対照表）（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 8 年 2 月 2 6 日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、委員会指示第 <u>84</u> 号（以下「指示 <u>84</u> 号」という。）のとらふぐはえ縄漁業を営むことの承認及び届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める</p> <p>1 （略）</p> <p>2 承認の対象者 承認の対象となる者は、指示 <u>84</u> 号の 3 の承認隻数上限内で各県延縄協議会等の内部調整を経て、指示 <u>84</u> 号の 2 の操業の承認を受けようとする者とする。</p> <p>3 承認隻数の上限 (1) 指示 <u>84</u> 号の 3 による承認隻数上限の内訳について、別表 1 のとおりとする。 (2) 委員会は、指示 <u>84</u> 号の 2 による承認を受けた者の使用する船舶が、改造あるいは代船により大型化または小型化し、当該改造あるいは代船の前後で、異なるトン数階層区分に属することとなり、(1) で定める総トン数別承認隻数上限に増減が生じたときは、その結果を速やかに関係機関に通知する。</p>	<p style="text-align: center;">とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 7 年 2 月 2 5 日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、委員会指示第 <u>80</u> 号（以下「指示 <u>80</u> 号」という。）のとらふぐはえ縄漁業を営むことの承認及び届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 承認の対象者 承認の対象となる者は、指示 <u>80</u> 号の 3 の承認隻数上限内で各県延縄協議会等の内部調整を経て、指示 <u>80</u> 号の 2 の操業の承認を受けようとする者とする。</p> <p>3 承認隻数の上限 (1) 指示 <u>80</u> 号の 3 による承認隻数上限の内訳について、別表 1 のとおりとする。 (2) 委員会は、指示 <u>80</u> 号の 2 による承認を受けた者の使用する船舶が、改造あるいは代船により大型化または小型化し、当該改造あるいは代船の前後で、異なるトン数階層区分に属することとなり、(1) で定める総トン数別承認隻数上限に増減が生じたときは、その結果を速やかに関係機関に通知する。</p>

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 84 号の 11 に基づくとらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（新旧対照表）（案）

<p>4 操業の承認をしない者</p> <p>次の5による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。</p> <p>イ 委員会により指示第<u>80</u>号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者</p> <p>ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの</p> <p>ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>5 承認の申請</p> <p>(1) 指示<u>84</u>号の2のとらふぐはえ縄漁業に係る操業の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて7月15日までに委員会事務局（「九州漁業調整事務所」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の提出期限以降に、承認を受けることを希望するに至った者については、必要書類の10月31日までの提出も認めるものとする。ただし、この場合の承認の開始日は12月1日とする。</p> <p>6～9（略）</p>	<p>4 操業の承認をしない者</p> <p>次の5による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。</p> <p>イ 委員会により指示第<u>76</u>号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者</p> <p>ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの</p> <p>ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>5 承認の申請</p> <p>(1) 指示<u>80</u>号の2のとらふぐはえ縄漁業に係る操業の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて7月15日までに委員会事務局（「九州漁業調整事務所」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の提出期限以降に、承認を受けることを希望するに至った者については、必要書類の10月31日までの提出も認めるものとする。ただし、この場合の承認の開始日は12月1日とする。</p> <p>6～9（略）</p>
--	--

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 84 号の 11 に基づくとらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（新旧対照表）（案）

<p>1 0 届出</p> <p>指示 <u>8 4</u> 号の 7 の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、別表 2 に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて操業開始予定日の 1 月前までに事務局に提出しなければならない。</p> <p>1 1 （略）</p> <p>1 2 漁獲成績報告書の様式及び提出期限</p> <p>承認を受けた者及び届出を行った者は、様式第 1 2 号又は様式第 1 3 号による漁獲成績報告書を、指示 <u>8 4</u> 号の 2 又は 7 に基づき操業した期間をまとめて 4 月 3 0 日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>1 3 裏付け命令の申請</p> <p>委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示 <u>8 4</u> 号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法第 1 2 1 条第 4 項で準用する同法第 1 2 0 条第 8 項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。</p> <p>1 4～1 5 （略）</p>	<p>1 0 届出</p> <p>指示 <u>8 0</u> 号の 7 の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、別表 2 に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて操業開始予定日の 1 月前までに事務局に提出しなければならない。</p> <p>1 1 （略）</p> <p>1 2 漁獲成績報告書の様式及び提出期限</p> <p>承認を受けた者及び届出を行った者は、様式第 1 2 号又は様式第 1 3 号による漁獲成績報告書を、指示 <u>8 0</u> 号の 2 又は 7 に基づき操業した期間をまとめて 4 月 3 0 日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>1 3 裏付け命令の申請</p> <p>委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示 <u>8 0</u> 号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法第 1 2 1 条第 4 項で準用する同法第 1 2 0 条第 8 項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。</p> <p>1 4～1 5 （略）</p>
--	--

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 84 号の 11 に基づくとらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（新旧対照表）（案）

<p>別表 1～別表 2 （略）</p> <p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">とらふぐはえ縄漁業承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名（漁協又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>様式第 1 号の 2 に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 第 84 号 に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">〔 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 第 84 号 に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、様式第 1 号の 2 に記載のとおり、関係書類を添えて承認を申請します。 〕</p> <p>様式第 1 号の 2 に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">確認者：職 ・ 氏名</p> <p>備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とする。</p>	<p>別表 1～別表 2 （略）</p> <p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">とらふぐはえ縄漁業承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名（漁協又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>様式第 1 号の 2 に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 第 80 号 に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">〔 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 第 80 号 に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、様式第 1 号の 2 に記載のとおり、関係書類を添えて承認を申請します。 〕</p> <p>様式第 1 号の 2 に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">確認者：職 ・ 氏名</p> <p>備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とする。</p>
---	---

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 84 号の 11 に基づくとらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（新旧対照表）（案）

<p>様式 1 号の 2 （略）</p> <p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: center;">とらふぐはえ縄漁業出漁届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 氏名（漁協又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>様式第 4 号の 2 に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 <u>第 84 号</u> に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、次のとおり（関係書類を添えて）届け出します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 <u>第 84 号</u> に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、様式第 4 号の 2 に記載のとおり、関係書類を添えて届け出します。</p> <p>様式第 4 号の 2 に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">確認者：職 ・ 氏名</p> <p>備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とする</p>	<p>様式 1 号の 2 （略）</p> <p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: center;">とらふぐはえ縄漁業出漁届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 氏名（漁協又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>様式第 4 号の 2 に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 <u>第 80 号</u> に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、次のとおり（関係書類を添えて）届け出します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 <u>第 80 号</u> に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、様式第 4 号の 2 に記載のとおり、関係書類を添えて届け出します。</p> <p>様式第 4 号の 2 に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">確認者：職 ・ 氏名</p> <p>備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とする</p>
--	--

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 84 号の 11 に基づくとらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（新旧対照表）（案）

様式第12号(記載例)
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書(承認船) 報告日: 年 月 日

漁業者住所			
漁業者氏名又は名称			
承認番号	船名	漁船登録番号	1鉢の使用針数

年 月 日～ 年 月 日

月日	操業位置	漁法	使用針数	陸揚港	とらふぐ漁獲量(尾数・kg)				とらふぐ再放流尾数			
					大 (45cm以上) (1.5kg以上)		中 (35cm以上～44.9cm以下) (700g以上～1.49kg以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)	種小 (30.0cm以下) (625g以下)
					尾数	kg	尾数	kg	尾数	kg		
10.1	223-2	浮縄	30	南風泊港	1	3	2	1	1			
2	223-6	"	20		0	2	3	0	0			
3	224-7	"	30		2	5	1	0	1			
"	224-6	"	40		0	0	4	1	0			
4	991-3	"	20		5	2	2	0	0			
5	982-2	"	20		3	5	3	1	2			
6						33.0	20.4	9.0				
10	223-5	"	30	博多港	3	1	2	2	1			
"	223-4	"	30		0	0	1	0	0			
12	224-3	"	40		2	1	2	0	2			
13	224-6	"	20		0	5	4	0	3			
14						17.5	9.1	5.8				
20	991-2	底縄	20	鐘崎港	0	0	0	3	0			
21	991-3	"	40		0	2	2	0	0			
22	223-1	"	30		3	1	6	1	3			
23	223-2	"	40		2	2	3	0	0			

・記載事項の取扱に関する同意
 上記報告の内容について、国及び関係県が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、関係機関に提供することに同意します。

備考
 1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
 2. この報告書は、指示84号の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
 3. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
 4. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
 5. 漁獲がない場合は0を記入する。
 6. 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び種小の銘柄別に尾数を記入する。
 7. 陸揚港の欄には、現に水揚げした漁港名を記入する。

様式第12号(記載例)
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書(承認船) 報告日: 年 月 日

漁業者住所			
漁業者氏名又は名称			
承認番号	船名	漁船登録番号	1鉢の使用針数

年 月 日～ 年 月 日

月日	操業位置	漁法	使用針数	陸揚港	とらふぐ漁獲量(尾数・kg)				とらふぐ再放流尾数			
					大 (45cm以上) (1.5kg以上)		中 (35cm以上～44.9cm以下) (700g以上～1.49kg以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)	種小 (30.0cm以下) (625g以下)
					尾数	kg	尾数	kg	尾数	kg		
10.1	223-2	浮縄	30	南風泊港	1	3	2	1	1			
2	223-6	"	20		0	2	3	0	0			
3	224-7	"	30		2	5	1	0	1			
"	224-6	"	40		0	0	4	1	0			
4	991-3	"	20		5	2	2	0	0			
5	982-2	"	20		3	5	3	1	2			
6						33.0	20.4	9.0				
10	223-5	"	30	博多港	3	1	2	2	1			
"	223-4	"	30		0	0	1	0	0			
12	224-3	"	40		2	1	2	0	2			
13	224-6	"	20		0	5	4	0	3			
14						17.5	9.1	5.8				
20	991-2	底縄	20	鐘崎港	0	0	0	3	0			
21	991-3	"	40		0	2	2	0	0			
22	223-1	"	30		3	1	6	1	3			
23	223-2	"	40		2	2	3	0	0			

・記載事項の取扱に関する同意
 上記報告の内容について、国及び関係県が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の関係機関及び関係県へ提供することに同意します。

備考
 1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
 2. この報告書は、指示84号の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
 3. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
 4. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
 5. 漁獲がない場合は0を記入する。
 6. 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び種小の銘柄別に尾数を記入する。
 7. 陸揚港の欄には、現に水揚げした漁港名を記入する。

とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領

令和8年2月26日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、委員会指示第84号（以下「指示84号」という。）のとらふぐはえ縄漁業を営むことの承認及び届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、指示84号の3の承認隻数上限内で各県延縄協議会等の内部調整を経て、指示84号の2の操業の承認を受けようとする者とする。

3 承認隻数の上限

- (1) 指示84号の3による承認隻数上限の内訳について、別表1のとおりとする。
- (2) 委員会は、指示84号の2による承認を受けた者の使用する船舶が、改造あるいは代船により大型化または小型化し、当該改造あるいは代船の前後で、異なるトン数階層区分に属することとなり、(1)で定める総トン数別承認隻数上限に増減が生じたときは、その結果を速やかに関係機関に通知する。

4 操業の承認をしない者

次の5による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

- イ 委員会により指示第80号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5 承認の申請

- (1) 指示84号の2のとらふぐはえ縄漁業に係る操業の承認（以下「承認」という。）

を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて7月15日までに委員会事務局（「九州漁業調整事務所」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (2) (1)の提出期限以降に、承認を受けることを希望するに至った者については、必要書類の10月31日までの提出も認めるものとする。ただし、この場合の承認の開始日は12月1日とする。

6 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合
- (4) 承認を受けた者が当該承認に係る期間中に廃業し、その見合いで新たにとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者が、所属する延縄協議会等の内部調整を経て、「廃業見合い新規」として承認を申請する場合

7 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

9 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

1 0 届出

指示84号の7の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて操業開始予定日の1月前までに事務局に提出しなければならない。

1 1 変更の届出

届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

1 2 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者及び届出を行った者は、様式第12号又は様式第13号による漁獲成績報告書を、指示84号の2又は7に基づき操業した期間をまとめて4月30日までに、事務局に提出しなければならない。

1 3 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示84号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

1 4 承認の取消

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取消す。

1 5 その他

申請書類等で次に該当する場合は、事務局が技術的修正を行うことができるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び船名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
- (2) 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。

別表 1

県名	総トン数別承認隻数上限	
	5トン以上10トン未満	10トン以上
山口県	20 隻	38 隻
福岡県	38 隻	48 隻
佐賀県	16 隻	6 隻
長崎県	86 隻	9 隻
熊本県	1 隻	—
広島県	3 隻	6 隻

とらふぐはえ縄漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間前申請	承認期間中の申請			書換申請		再交付	届出	
		代船	廃業見合	承継	記載事項の変更	相続合併		出漁前届出	変更の届出
申請書又は届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請理由書		○	○	○	○	○	○		
漁船登録原簿謄本	△	△	△	△	△	△		△	△
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	△			
適格性に関する誓約書	○		○	○		○		○	
代表者選定届	△	△	△	△	△	△			
海難事故報告書写し		△							
廃業届		○	○	○					
紛失届							△		
相続相関図			△			△			
相続同意書			△			△			
戸籍謄本						△			
合併契約書						△			
旧承認証	△	○	○	○	○		△		

(別表注)

- 承認申請書は、別紙様式第1号及び第1号の2によること。
- 書換申請書は、別紙様式第2号及び第1号の2によること。
- 再交付申請書は、別紙様式第3号及び第1号の2によること。
- 届出書は、別紙様式第4号及び第4号の2によること。
- 変更届出書は、別紙様式第5号及び第4号の2によること。
- 船舶使用承諾書は、別紙様式第6号によること。
- 適格性に関する誓約書は、別紙様式第7号によること。
- 代表者選定届は、別紙様式第8号によること。
- 廃業届は、別紙様式第9号によること。
- 紛失届は、別紙様式第10号によること。
- 相続同意書は、別紙様式第11号によること。
- 印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

添付書類注釈

- 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
- 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
- 漁船登録原簿謄本は、申請者が当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。なお、当該証明書の添付を要する場合は、証明後3ヶ月以内のものとする。

様式第1号

とらふぐはえ縄漁業承認申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

様式第1号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第84号に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

（ 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第84号に基づく、とらふぐはえ縄漁業について、様式第1号の2に記載のとおり、関係書類を添えて承認を申請します。 ）

様式第1号の2に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

備考：用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第1号の2

承認番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	申請者住所	使用する船舶				漁業の方法	漁業根拠地	主な操業区域	主な漁獲物等陸揚港	備考
			船名	漁船登録番号	船舶総トン数	使用权	浮縄、底縄				
											(変更前)
											(変更後)

- 〔備考〕
1. 使用权の種類は、自己所有船、使用貸借権、賃借権のうち、該当するものを記入すること。
 2. 漁業の方法は、該当するものを記入すること。
 3. 主な操業区域は、別図の区分(A海域、B海域、C海域、D海域、E海域)を記入すること。
 4. 1枚で記入できない場合は、適宜追加して記入すること。
 5. 承認期間中の申請及び書換申請の場合は、二段書きとし、変更前を上段に、変更後を下段に記入すること。
 6. 再交付申請の場合は、備考欄に再交付の原因を記入すること。

様式第2号

とらふぐはえ縄漁業承認書換申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで提出したとらふぐはえ縄漁業承認申請書の記載事項に様式第1号の2のとおり変更が生じたので、(関係書類を添えて)申請します。

様式第1号の2に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

備考：用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第3号

とらふぐはえ縄漁業承認証再交付申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第1号の2に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証について、再交付を申請します。

備考：用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第4号

とらふぐはえ縄漁業出漁届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第4号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第84号に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、次のとおり（関係書類を添えて）届け出します。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第84号に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、様式第4号の2に記載のとおり、関係書類を添えて届け出します。

様式第4号の2に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 氏名

備考：用紙は、日本産業規格A4とする

様式第4号の2

届出番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	届出者住所	使用する船舶			漁業の方法 浮縄、底縄	主な操業区域	主な漁獲物等陸揚港	備考
			船名	漁船登録 番号	船舶 総トン数				
									(変更前)
									(変更後)

- 〔備考〕
1. 漁業の方法は、該当するものを記入すること。
 2. 主な操業区域は、別図の区分(A海域、B海域、C海域、D海域、E海域)を記入すること。
 3. 1枚で記入できない場合は、適宜追加して記入すること。
 4. 変更届の場合は、二段書きとし、変更前を上段に、変更後を下段に記入すること。

様式第5号

とらふぐはえ縄漁業出漁変更届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（漁協又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで届け出たとらふぐはえ縄漁業出漁届出書の記載事項に様式第4号の2のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届け出します。

様式第4号の2に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

備考：用紙は、日本産業規格A4とすること。

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が下記の船舶をとらふぐはえ縄漁業に使用することを承諾します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 船舶総トン数
- 4 使用権の種類 使用貸借権
賃借権（賃借料） （月 円也）
- 5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

備考： 1. 用紙は、日本産業規格A4にすること。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

適格性に関する誓約書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名：

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

備考：用紙は、日本産業規格A4とすること。

様式第8号

代 表 者 選 定 届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るとらふぐはえ縄漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出します。

記

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

備考：用紙は日本産業規格A4とする。

様式第9号

廃業届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶はとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船 名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

備考：用紙は日本産業規格A4とする。

様式第10号

紛失届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出します。

記

- 1 船 名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号
- 5 紛失の原因

備考：用紙は日本産業規格A4とする。

様式第 1 1 号

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所
氏名又は名称

下記のとらふぐはえ縄漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 漁業の名称
- 2 漁船登録番号
- 3 船 名
- 4 船舶総トン数

備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第12号(記載例)

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書(承認船)

報告日: 年 月 日

漁業者住所			
漁業者氏名又は名称			
承認番号	船名	漁船登録番号	1鉢の使用針数

年 月 日～ 年 月 日

月日	操業位置	漁法	使用 鉢数	陸揚港	とらふぐ漁獲量(尾数・kg)				とらふぐ再放流尾数			
					大 (45cm以上) (1.5kg以上)		中 (35cm以上～44.9cm以下) (700g以上～1.49kg以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)	極小 (30.0cm以下) (625g以下)
					尾数	kg	尾数	kg	尾数	kg	尾数	尾数
					10.1	223-2	浮縄	30	南風泊港	1		3
2	223-6	"	20		0		2		3		0	0
3	224-7	"	30		2		5		1		0	1
"	224-6	"	40		0		0		4		1	0
4	991-3	"	20		5		2		2		0	0
5	982-2	"	20		3		5		3		1	2
6						33.0		20.4		9.0		
10	223-5	"	30	博多港	3		1		2		2	1
"	223-4	"	30		0		0		1		0	0
12	224-3	"	40		2		1		2		0	2
13	224-6	"	20		0		5		4		0	3
14						17.5		9.1		5.8		
20	991-2	底縄	20	鐘崎港	0		0		0		3	0
21	991-3	"	40		0		2		2		0	0
22	223-1	"	30		3		1		6		1	3
23	223-2	"	40		2		2		3		0	0

・記載事項の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、国及び関係県が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、関係機関に提供することに同意します。

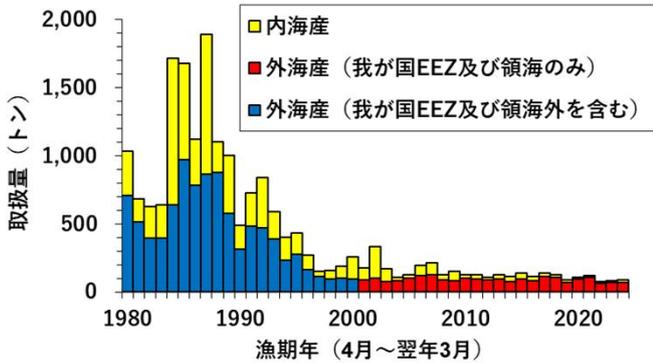
備考

- この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
- この報告書は、指示84号の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
- 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
- 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
- 漁獲がない場合は0を記入する。
- 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び極小の銘柄別に尾数を記入する。
- 陸揚港の欄には、現に水揚げした漁港名を記入する。

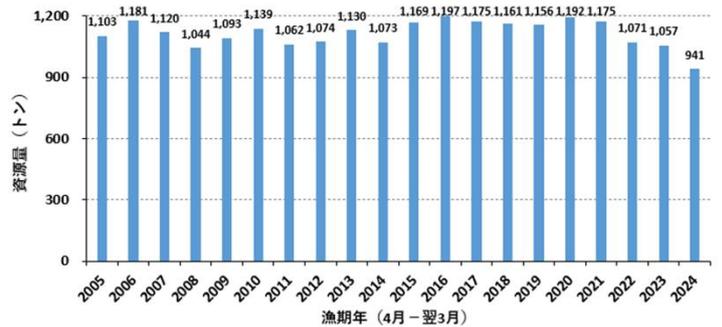


1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・南風泊市場の取扱量から漁獲量の推移を推定すると、平成9年以降極めて低水準。
- ・令和6年漁期の推定資源量は941トンで、資源水準は低位・減少。



南風泊市場トラフグ取扱量の推移



推定資源量の推移

広域に分布・回遊するトラフグ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

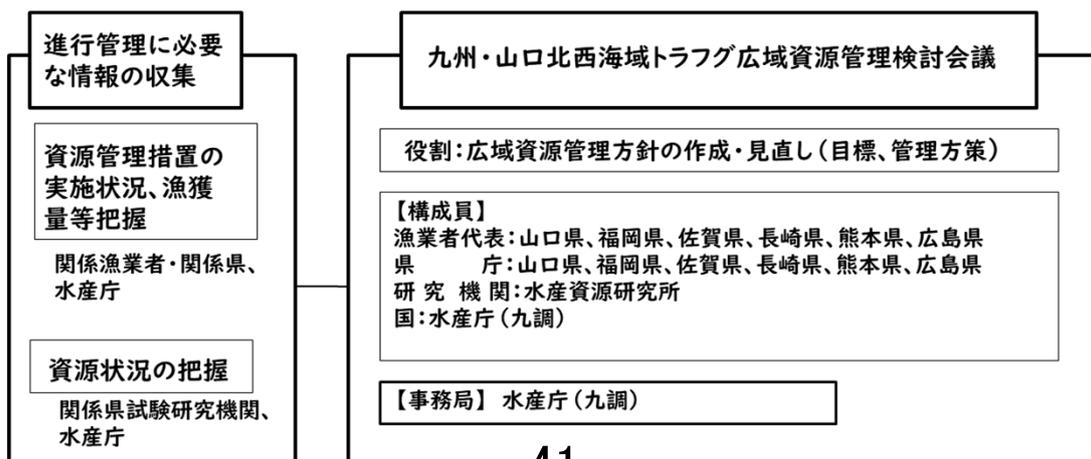
2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、10年前後を一区切りとして平均資源量840トン※までの資源回復を目指す。

(※ 2017年資源評価における2007年から2016年までの平均資源量)

3. 「トラフグ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業:ふぐはえ縄漁業)

○漁獲努力量の削減措置

①休漁期間の設定

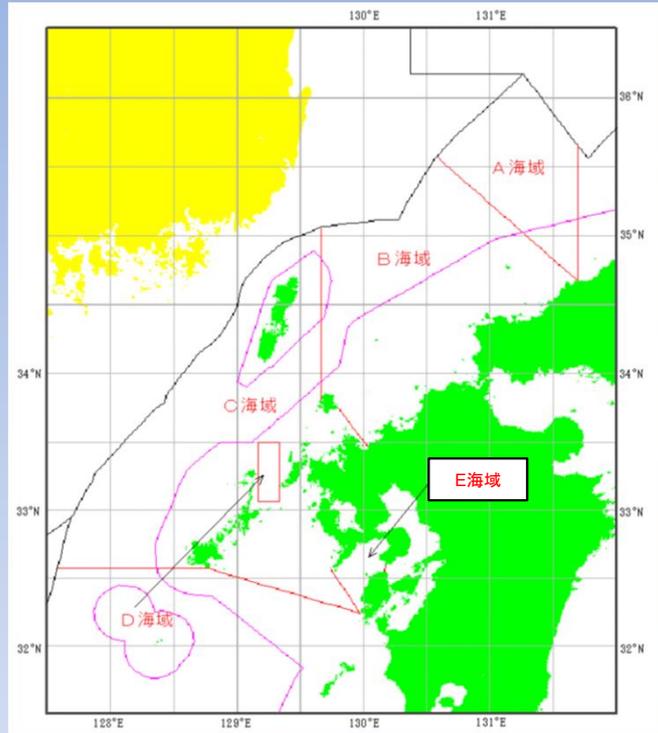
- ア. A海域 浮縄: 3月21日~12月 9日
底縄: 4月 1日~ 8月31日
- イ. B海域 浮縄: 3月21日~11月30日
底縄: 4月 1日~ 8月31日
- ウ. C海域 浮縄: 3月21日~ 9月30日
底縄: 4月 1日~ 9月30日
- エ. D海域 浮縄: 4月 1日~10月31日
底縄: 4月 1日~10月31日
- オ. E海域 浮縄: 4月 6日~11月 5日
底縄: 4月 6日~11月 5日

②全長制限

- ・全長30cm以下の小型魚再放流

③操業の承認及び届出

- ・5トン以上のとらふぐはえ縄漁船は承認
- ・5トン未満のとらふぐはえ縄漁船は届出



④その他自主的な措置

- ・産卵期の親漁保護等、導入可能なものから随時取り組む。
- ・卓越的発生時の緊急的な取組として、更なる漁獲努力量の抑制・削減に努める。

← 実効性を担保

広域漁業調整委員会指示

○資源の積極的培養措置

- ・適地に適正サイズの健全種苗を放流



○漁場環境保全措置

- ・海底耕耘や海底清掃等を実施

